住所　三重県鈴鹿市桜島町４丁目14番地５
禹世傑　昭和54年５月６日生
孫新　昭和54年７月20日生
住所　東京都世田谷区上祖師谷１丁目28番12号
呉鳳華　昭和48年８月10日生
住所　長野県上田市常磐城４丁目11番20号
南秋善　昭和55年９月22日生
住所　大阪市東住吉区住道矢田６丁目15番５号
元基重　昭和16年３月17日生
朴豊子　昭和21年９月12日生
元隆訓　昭和49年４月１日生
住所　大阪府東大阪市衣摺６丁目12番19号
裴雅子　昭和22年10月17日生
林智章　昭和46年８月19日生
林祐章　昭和51年４月24日生
住所　大阪府枚方市尊延寺５丁目23番１号
夏宏辰　平成４年７月11日生
住所　神戸市中央区下山手通４丁目５番１―1106号
潘文潔　昭和50年８月19日生

○外務省告示第百七十九号

平成二十六年一月二十九日付け外務省告示第三十三号に関し、日本国政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の受諾書を平成二十六年一月二十四日にオランダ王国外務省に寄託した際に、同条約の第三十八条第四項の規定に基づき、次に掲げる加入国の加入を受け入れる旨を宣言した。

アルバニア共和国、アンドラ公国、アルメニア共和国、バハマ国、ベラルーシ共和国、ベリーズ、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、キプロス共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、ガボン共和国、グルジア、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、カザフスタン共和国、大韓民国、ラトビア共和国、レソト王国、リトアニア共和国、マルタ共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モナコ公国、モロッコ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントクリストファー・ネーヴィス、サンマリノ共和国、セーシェル共和国、シンガポール共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トリニダード・トバゴ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、ジンバブエ共和国

よって、同条約は、その第三十八条第五項の規定に従い、我が国とこれらの加入国との間において、平成二十六年四月一日に効力を生じた。

平成二十六年五月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十号

イラク共和国政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の加入書を平成二十六年三月二十一日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、その第三十八条第三項の規定に従い、平成二十六年六月一日にイラク共和国について効力を生ずる。

我が国は、同条約の第三十八条第四項の規定に基づき、平成二十六年四月二十四日にイラク共和国の加入を受け入れる旨を宣言した。よって、同条約は、その第三十八条第五項の規定に従い、平成二十六年七月一日に我が国とイラク共和国との間において効力を生ずる。

平成二十六年五月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百七十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	一トン
四	四四九トン
五	一二四トン
六	○トン
七	二トン
八	○トン
九	九七八トン
一〇	四トン
一一	一九トン
一二	六、〇〇三トン
一三	四九八、七一八トン
一四	五七、九八四トン
一四の二	一二、二三五トン
一五	四九トン
一六	五二四トン
一七	五、〇八六トン
一八	八八二トン
一九	二五トン
二〇	八六トン
二一	二、一二四トン
二二	四八トン
二三	二四六トン
二四	七トン
二五	○トン
二六	一二トン
二七	三八トン
二八	○トン
二九	一六トン

○財務省告示第百七十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万九千四百九トン
二　冷凍牛肉　二万六千二百七十九トン

○財務省告示第百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六万六千六百五十一トン
二　生きている豚及び豚肉等　六万六千六百五十四トン

○財務省告示第百七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十五年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン
二　冷凍牛肉　三十六万七千九百五十三トン